

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 東北財務局長 |
| 【提出日】 | 平成30年 6月21日 |
| 【会社名】 | 株式会社植松商会 |
| 【英訳名】 | Uematsu Shokai Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 植松 誠一郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 仙台市若林区卸町三丁目7番地の5 |
| 【電話番号】 | 022(232)5171(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 阿部 智 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 仙台市若林区卸町三丁目7番地の5 |
| 【電話番号】 | 022(232)5171(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 阿部 智 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

当社は、平成30年6月19日開催の第64回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社株式について、平成30年9月21日を効力発生日として、2株を1株の割合で併合する。
また、効力発生日における発行可能株式総数は836万株とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、植松誠一郎、菅野省一、阿部智を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、神郁夫、中野節夫、尾町雅文を選任する。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、服部耕三を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）及び、社外取締役を除く監査等委員1名に対し、役員賞与総額2,350万円を支給する。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する椎名民行に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成割合) |
|-------------------------------------|-------|-------|-------|------|-----------------|
| 第1号議案 株式併合の件 | 3,508 | - | - | (注)1 | 可決(100.00%) |
| 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 | | | | | |
| 植松 誠一郎 | 3,508 | - | - | (注)2 | 可決(100.00%) |
| 菅野 省一 | 3,508 | - | - | | 可決(100.00%) |
| 阿部 智 | 3,508 | - | - | | 可決(100.00%) |
| 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 | | | | | |
| 神 郁夫 | 3,508 | - | - | (注)2 | 可決(100.00%) |
| 中野 節夫 | 3,508 | - | - | | 可決(100.00%) |
| 尾町 雅文 | 3,508 | - | - | | 可決(100.00%) |
| 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | | | | | |
| 服部 耕三 | 3,507 | 1 | - | (注)2 | 可決(99.97%) |
| 第5号議案 役員賞与支給の件 | 3,503 | 5 | - | (注)3 | 可決(99.86%) |
| 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 | 3,503 | 5 | - | (注)3 | 可決(99.86%) |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上